

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

配偶者控除と配偶者特別控除の改正内容

平成29年度の税制改正により、平成30年から所得税の配偶者控除と配偶者特別控除が改正されます。

配偶者特別控除の適用を受ける場合の「配偶者の合計所得金額」の上限が123万円に拡大（改正前は76万円）されることにより、今までよりも控除額が増える可能性があります。

一方で配偶者控除の適用要件に「控除を受ける人の合計所得金額」による制限（1,000万円超は控除ゼロ）が設けられたことにより、控除を受けられない方もいます。

合計所得金額による控除額を表にまとめると次のようになります。

配偶者控除と配偶者特別控除による所得控除額

				控除を受ける人の合計所得金額			
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	38万円以下	給与所得だけの 場合の給与収入 1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	適用なし
	配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	1,030,000円超 1,500,000円以下	38万円	26万円	13万円	
		85万円超 90万円以下	1,500,000円超 1,550,000円以下	36万円	24万円	12万円	
		90万円超 95万円以下	1,550,000円超 1,600,000円以下	31万円	21万円	11万円	
		95万円超 100万円以下	1,600,000円超 1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円	
		100万円超 105万円以下	1,667,999円超 1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円	
		105万円超 110万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円	
		110万円超 115万円以下	1,831,999円超 1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円	
		115万円超 120万円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円	
		120万円超 123万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円	
		123万円超	2,015,999円超	適用なし			

また、税額表の甲欄を使用して給与に対する源泉徴収税額を求めるときは、上記の太枠内（38万円控除）に該当する場合には、扶養親族等の数を1として計算します。